

社会福祉法人黎明福社会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人黎明福社会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬及び交通費の支給額について定めることを目的とする。

(種類)

第2条 この規定に基づく報酬の種類は次に定めるところによる。

- (1) 会議出席に伴う報酬
- (2) 交通費

(報酬の額)

第3条 前条の報酬として、次に定める額を支給できるものとする。

- (1) 会議出席に伴う報酬
1回あたり 5,000円(税別、交通費含む)
なお、役員報酬の総額は、理事は200,000円とし、監事は100,000円とする。
- (2) 交通費
会議以外の活動に伴う交通費はその実費
- (3) 支払時期と支払方法
理事会終了後、直ちに現金で支払う事とする。

(適用除外)

第4条 施設の職員で理事を兼務する者は、前条に定める報酬を支給しない。

(規定の変更)

第5条 この規定の変更は、評議員会の決議による。

附則

2015年4月1日施行

2017年4月1日改定

2019年12月9日改定

2020年6月13日改定